

小矢部川漁業協同組合内共第16号第5種共同漁業権行使規則

(目的)

第1条 この規則はこの組合の有する内共第16号第5種共同漁業権（以下「内共16号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(漁業を営む権利を有する者の資格)

第2条 内共16号の内容である次の表のア欄に掲げる漁業で、イ欄に掲げる漁業を営む権利を有する者の資格は、それぞれウ欄に掲げるとおりとする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資格
あゆ漁業、やまめ漁業、	毛針釣、友釣、竿釣	組合員であること。
いwana漁業、こい漁業、 ふな漁業、うぐい漁業、 もくずがに漁業	投網、てんから網、さで網、 ほり網、流し網、ころころ 釣、かに籠、袋網	組合員で年間30日以上漁業に従事する者、又は支部長の副申のあった者。

2 前項の漁業を営む権利を有する組合員が死亡した場合において、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該漁業を営むべき者を定めたときには、その者）が組合員となったときには、その者は、前項の漁業を営む権利を有する者の資格があるものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、暴力団又は暴力団員との関係その他事情に照らして、漁業調整上の観点から、この組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第1項の漁業を営む権利を有する者の資格を有しないものとする。

(経営の委任の禁止等)

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格に係る漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付け又は当該漁業の経営の委任をしてはならない。

(漁業の方法等)

第4条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法によりウ欄の統数又は規模の範囲内においてエ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければ、営んではならない。ただし、理事は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を制限することができる。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数又は規模		エ 区域	オ 期間
あゆ漁業	毛針釣	釣針1個	10統	内共16号 全区域	6月16日から 11月30日までの間（10月1日から10月7日までの期間を除く。）で
	友釣	釣針1個	30統		
	投網	網目の大きさ 2.75センチメートル以上（12節以下）	200統		
	てんから網	網目の大きさ 2.75センチメートル以上（12節以下）	150統		

		長さ 6メートル以内 高さ 仕立上がりで浮子から沈子まで60センチメートル以内			組合が定めて公表する期間
	さで網	網目の大きさ 2.75センチメートル以上 (12節以下)	5統		
	ほり網	網巾 5.4メートル以内 網目の大きさ 2.75センチメートル以上 (12節以下)	2統		
	ころころ釣	釣針10個以内	30統		
やまめ漁業 いwana漁業 こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業	竿釣	釣針1個	70統	内共16号 全区域	やまめ・いwana漁業 3月1日から9月30日まで こい・ふな漁業 1月1日から12月31日まで (ただし、5月1日から5月31日までの期間を除く。) うぐい漁業 1月1日から12月31日まで
	投網	網目の大きさ 2.52センチメートル以上 (13節以下)	200統		
	てんから網	網目の大きさ 2.52センチメートル以上 (13節以下) 長さ 6メートル以内 高さ 仕立上がりで浮子から沈子まで60センチメートル以内	20統		
	さで網	網目の大きさ 2.52センチメートル以上 (13節以下)	10統		
	流網	網目の大きさ 2.52センチメートル以上 (13節以下) 長さ 15メートル以内	5統		
もくずがに漁業	かに籠	一人 (縦横高さを加算した寸法が180センチメートル以内のもの) 5籠以内	70人	内共16号 全区域	1月1日から12月31日まで (ただし、5月1日から9月30日までの期間を除く。)
	袋網	一人 (間口6メートル以内のもの) 1統以内	20人		

(1) てんから網は2統以上連結してはならない。また、補助者は1名に限る。

2 前項ただし書の制限をしようとする場合は、理事は、当該漁業に係る漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を指定してこれを公示しなくてはならない。

3 前項の公示は、この組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときには北日本新聞に掲載するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、さくらますについては、資源の増加が認められるまでの間、増殖のための採捕を除き、漁業をしてはならない。

(当該漁業を行う者等の決定)

第5条 理事は、第2条に規定する漁業ごとに当該漁業を行う者、当該漁業を営む者の行使区域、行使期間その他行使の内容たるべき事項を定めなければならない。

(勘案事項)

第6条 理事は、次の事項を勘案して、それぞれ毎年その年の当該漁業を営む者を定めなければならない。ただし、第2条に規定する有資格者が、当該漁業権の存続期間中に当該漁業を営むことができないような定めをしてはならない。

- (1) その者の当該漁業に対する生活依存度
- (2) その者の当該漁業の営まれる漁場に対する生活依存度
- (3) その者の当該漁業の経営能力

(禁止区域)

第7条 第4条の規定にかかわらず次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中は、漁業をしてはならない。

区域	期間
小矢部川の小矢部大堰の魚道内、同堰上流端から上流50メートルまで及び同堰下流端から下流200メートルまでの区域	1月1日から 12月31日まで
小矢部川の五位庄えん堤上流端から上流50メートルまで及び同えん堤下流端から下流200メートルまでの区域	
小矢部川の三日市頭首工上流端から上流50メートルまで及び同頭首工下流端から下流200メートルまでの区域	

(全長制限)

第8条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に規定する大きさのものはこれを採捕してはならない。

名称	大きさ
やまめ	全長15センチメートル以下
いわな	全長15センチメートル以下
こい	全長15センチメートル以下
うぐい	全長15センチメートル以下
もくずがに	甲幅5センチメートル以下

(漁業権管理費の負担)

第9条 内共16号の内容となっている漁業を営む組合員は、内共16号の維持管理に要する経費にあてるため、行使料を組合に納付しなければならない。

2 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会又は総代会で定める。

(違反者に対する措置)

第10条 内共16号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令及びこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、理事は、当該者に対して当該漁業を停止させることができる。

2 内共16号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は、当該者に対して過怠金を課すことができる。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項は規約で定める。

附 則

この規則は、平成28年9月1日から施行する。